

2021年12月22日

各位

会社名 株式会社カナミックネットワーク
 代表者名 代表取締役社長 山本 拓真
 (コード番号：3939 東証第一部)
 問合せ先 取締役 管理部部長 若林 賢也
 (TEL. 03-5798-3955)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2022年1月21日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 35,100株
(3) 処分価額	1株につき473円
(4) 処分総額	16,602,300円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役（社外取締役を除く）5名 12,600株 当社の従業員 10名 22,500株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年11月2日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）、当社の従業員（以下「対象従業員」といい、対象取締役と対象従業員をあわせて「付与対象者」と総称します。）に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、付与対象者を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。また、2021年12月22日開催の第21回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額90百万円以内の金銭債権を支給し、年150,000株以内の当社普通株式を発行又は処分すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約により当社普通株式の割り当てを受けた日より、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定めた地位を退任又は退職した日迄の間とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

付与対象者は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取

締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける付与対象者に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と付与対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①付与対象者は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

今回は、報酬委員会に準ずる任意機関の諮問を経たうえで、本制度の目的、当社の業況、各付与対象者の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各付与対象者の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭債権合計16,602,300円（以下「本金銭債権」といいます。）、普通株式35,100株を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である付与対象者15名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と付与対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

〈対象取締役向け〉

（1）譲渡制限期間

2022年1月21日（本処分期日）から当社又は当社子会社の役職員のいずれの地位（以下「当該地位」といいます。）からも退任又は退職した直後の時点までの間

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が2021年度に開催される定時株主総会の日から2024年度に開催される定時株主総会終結時点の直前時までの期間（以下「本役務提供期間」といいます。）中、継続して、当該地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

（3）本役務提供期間中に、対象取締役が正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

対象取締役が、当該地位を正当な事由（死亡による退任又は退職を含みます。）により退任又は退職した場合には、当社取締役会の承認により、本割当株式の全部について、対象取締役の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

（4）当社による無償取得

対象取締役が、譲渡制限期間中に当該地位を正当な事由以外の事由により退任又は退職した場合、法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限解除時点の直後において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

（6）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

<対象従業員向け>

(1) 譲渡制限期間

2022年1月21日～2025年1月21日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員のいずれかの地位（以下「当該地位」といいます。）にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象従業員が正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

対象従業員が、当該地位を正当な事由（死亡による退任又は退職を含みます。）により退任又は退職した場合には、当社取締役会の承認により、本割当株式の全部について、対象従業員の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

(4) 当社による無償取得

対象従業員が、譲渡制限期間中に当該地位を正当な事由以外の事由により退任又は退職した場合、法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限解除時点の直後において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象従業員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象従業員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第22期～第24期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2021年12月21日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値である473円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上